

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和8年1月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和8年1月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 水谷 正行
2番 伊藤 忠司
4番 横井 善彦
5番 花井 一好
6番 白木 悟
7番 岡村 なつ枝
8番 岡村 昇
9番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

3番 榎 己紀男

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久
加藤 英二
伊藤 守

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

本件につきましては、別で配布致しました「令和8年1月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、3-12番のところは所有地、所有地以外の利用状況を記載しております。

次に2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、(1)には、作付予定の作物と作付け面積を記載しております。(2)には機械の所有状況等を記載しております。

次に(3)農作業に従事する者の①から③については法人のため該当なしです。④には、申請地までの距離と移動時間を記載しております。

次の2号、3号は該当ありません。

次に3ページの第4号、5号、4ページの6号も該当なしです。

次に6周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。記載のとおり、悪影響は及ぼさないとしています。

また、資料の5ページの7地域との役割分担につきましても、記載のとおり地域の取決めや活動に参加するとしています。

次の8 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況ですが、3-12番のところは3名の役員の状況を記載しております。

以上 3-12番の申請につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

続いて、事項書に戻っていただいて3ページをご覧ください。「議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は1件、XXXXXXXXXXです。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされま

す。

申請番号 5-9 については [] としての転用です。隣接地の状況ですが、 []、 []、 [] でございます。雨水排水は、敷地内で集水し、 [] へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、住宅が連たんしている区域内にある農地であることから、農地法施行規則第44条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

続いて、事項書4ページをご覧ください。「議案第3号 農用地利用集積等促進計画について」説明致します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。本件につきましては、1-1 の 1 件です。賃貸借内容、各土地の所在等につきましては記載のとおりでございます。内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題のないものと判断しております。公告予定日は2月27日です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

[休会 午後 7 時 10 分]

(申請書回覧)

議 長

それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後 7 時 20 分]

議 長

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-12 番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「伊藤恒久委員」お願いします。

伊藤恒久委員

特に問題ありません。

議 長

ありがとうございました。

次に農業委員の「岡村昇委員」のご意見をお願いします。

岡村昇委員

問題ありません。

議 長

ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願いま

す。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-9 番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「伊藤恒久委員」をお願いします。

伊藤恒久委員 問題ないです。

議 長 ありがとうございます。
次に農業委員の「岡村昇委員」のご意見ををお願いします。

岡村昇委員 同じく問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 農用地利用集積等促進計画について」につきまして、委員の皆様でご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、ご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-12 番」につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員により、「3-12 番」について許可することにします。

続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-9 番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「5-9 番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

続きまして「議案第3号 農用地利用集積等促進計画について」は農業委員の[]の関係が含まれますので、[]には一度退室していただきます。

([]退室後)

議 長

それでは採決を続けます。「議案第3号 農用地利用集積等促進計画について」意見はなしとして、回答することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「議案第3号 農用地利用集積等促進計画について」意見はなしとして、回答することとします。それでは[]に戻っていただきます。

([]入室後)

議 長

以上で本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時 25分 閉会)

会 長

次に、その他事項について事務局から説明をいただきます。

事務局

令和8年度農業委員会総会開催日程、申請書締め切り日についてです。

令和8年度におきましても、本年度と同様で、締め切り日は毎月25日、総会及び現地確認に関しては毎月5日を基本に設定させていただいています。

25日、5日が土日等の閉庁日となる場合ですが、25日 申請書の締め切り

日は前の開庁日、5日の総会及び現地確認については翌開庁日とさせていただいています。こちらの日程で町HP等において公表、周知をさせていただきますのでよろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。ご意見があれば発言をお願いします。

伊藤守委員 現委員の任期である7月の総会は現委員で出席するのか。

事務局 現委員の任期は令和8年7月19日までになります。したがって、7月6日の総会は今の委員さんに出席して頂き、8月の総会から新しい委員さんの出席して頂きます。ただし、7月19日の任期満了日までに、申請書の関係で意見書の依頼がある可能性があります。その場合は任期までは今の委員さんで意見書の記載していただくようにお願いします。

会 長 それでは、次回開催日ですが、県申請書締切の都合等により2月5日(木)午後7時、現地確認は午後4時で予定致しますので、よろしくお願いします。
その他の事項についても、ご意見はございませんか。

会 長 その他特にご意見もないようですので、その他につきましても協議を終了させていただきます。
それでは、これをもちまして、農業委員会総会を散会させていただきます。
長時間にわたりありがとうございました。

(午後7時28分 散会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和8年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員